

## パブリック・コメント手続(意見募集)

企業立地等促進条例の改正について

### 意見募集期間

令和 7 年(2025 年) 令和 8 年(2026 年)

12 月 11 日(木) ~ 1 月 6 日(火)

お問い合わせ先：経済部企業誘致・工業振興課

電話 046-822-8290(直通)

横 須 賀 市



## パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんのが市政へ参画しやすくなるために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

## パブリック・コメント手続に当たって

AIの活用があらゆる社会活動で進む中で、その市場は確実に拡大することが予測されます。

これに伴い、今後本市においても半導体や生成AIに関連した産業の立地や投資が見込まれますが、これらの産業は従来の製造業などと比較して、投資額が多額な上、資産構成も大きく異なります。

のことから適切な優遇制度となるよう企業立地等促進条例の改正を行うことを予定しています。

また、現行条例では表現があいまいであった奨励金の対象となる成長分野について、より明確な文言に修正するとともに、あわせて、その他条文の整備を行います。

このたびのパブリック・コメント手続は、この企業立地等促進条例の改正について、ご意見を伺うものです。

### 【目次】

◆企業立地等促進条例の改正について	3
◆意見の提出方法	4

## ○ 企業立地等促進条例の改正について

### 1 意見募集の趣旨

A I の活用があらゆる社会活動で進む中で、その市場は確実に拡大することが予測されています。

これに伴い、今後本市においても半導体や生成A I に関連した産業の立地や投資が見込まれますが、これらの産業は従来の製造業などと比較して、投資額が多額な上、資産構成も大きく異なります。

のことから適切な優遇制度となるよう企業立地等促進条例の改正を行うことを予定しています。

また、現行条例では表現があいまいであった奨励金の対象となる成長分野について、より明確な文言に修正するとともに、あわせて、その他条文の整備を行います。

そこで、本条例の改正内容について市民の皆様からのご意見等を募集いたします。

### 2 改正案の概要

#### (1) 税優遇制度（新規立地・設備投資）に上限額を設定

	現 行	改 正 案
市内への新規立地の際の優遇措置	固定資産税・都市計画税、事業所税を5年間課税免除（ <u>上限なし</u> ）	免除の上限 <u>2億円/年度</u>
既存企業の設備投資の際の優遇措置	固定資産税・都市計画税を3年間3/4の不均一課税（ <u>上限なし</u> ）	減税の上限 <u>2億円/年度</u>

#### (2) 奨励金の対象について条文の修正

	現 行	改 正 案
成長分野への奨励金の対象	市長が指定する分野の事業であって、 <u>本市の産業の振興への寄与が特に期待できるもの</u> を行う対象企業	市長が指定する分野の事業であって、「 <u>新規性の高いもの</u> 」または「 <u>新たな市場を開拓するもの</u> 」を行う対象企業

### 3 施行期日

令和8年4月1日（予定）

## 意 見 の 提 出 方 法

1 提出期間 令和7年(2025年) 12月11日(木) から  
令和8年(2026年) 1月6日(火) まで

2 宛 先 経済部企業誘致・工業振興課

3 提出方法

(1) 書式は特に定めていませんが、住所及び氏名を明記してください。  
(2) 市外在住の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。

- ・(市内在勤の場合) 勤務先名・所在地
- ・(市内在学の場合) 学校名・所在地
- ・(本市に納税義務のある場合) 納税義務があることを証する事項
- ・(本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合)  
利害関係があることを証する事項

(3) 次のいずれかの方法により提出してください。

ア 直接持ち込み

- ・経済部企業誘致・工業振興課（横須賀市役所本館1号館4階）
- ・市政情報コーナー（横須賀市役所本館2号館1階34番窓口）
- ・各行政センター

イ 郵送

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

横須賀市役所 経済部企業誘致・工業振興課

ウ ファクシミリ

046-822-7795

エ 電子メール

[ip-ec@city.yokosuka.kanagawa.jp](mailto:ip-ec@city.yokosuka.kanagawa.jp)

個々の御意見等には直接回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

御提出いただいた御意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、速やかに公表いたします。